

徳島県規則第二十五号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表その一の表の部分を次のように改める。

	教 育 内 容	単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一四
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一六 六
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習	一 六 六 四 四 四 四 四 四 三 三 二 十 三 二
合 計	看護の統合と実践	一〇二

別表その三の表の部分を次のように改める。

	基礎分野	専門基礎分野	専門分野
教育内容	論理的思考の基盤 人間と生活・社会	人体の仕組みと働き 栄養 薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律	基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習
時間数	三五 三五	一〇五 三五 七〇 一〇五	二八五 七〇 二四五 七〇 二一〇 七〇 七〇 七〇 七三 三五
合計	一、八九〇		

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表その一及びその三の規定は、令和四年度以後に第一看護学科又は准看護学科に入学する者及び令和三年度以前に第一看護学科又は准看護学科に入学した者で令和四年度以後に第一看護学科又は准看護学科に入学する者の最短修業年限における相当学年に在学することとなるものに係る教育の内容について適用する。